

障がい者就労支援事業所の新商品開発・販路開拓の取組みへの支援について

平成 30 年度 島根県障がい福祉課

■ 目的

障がい者就労支援事業所が行う新商品開発・販路拡大に要する経費を補助することにより、売上の大幅な増加及び下請からの脱却を図ることを目的とします。

■ 事業の内容

ア 実施主体

工賃向上計画を策定している就労継続支援B型事業を実施する法人

イ 補助の対象となる経費

工賃向上計画に基づいて実施する新商品開発・販路拡大に必要と認められる経費

(専門家謝金・旅費、原材料費、会議費、資料購入費、消耗品費、印刷製本費、会場借料等)

ウ 補助単価

1事業所当たり500千円以内

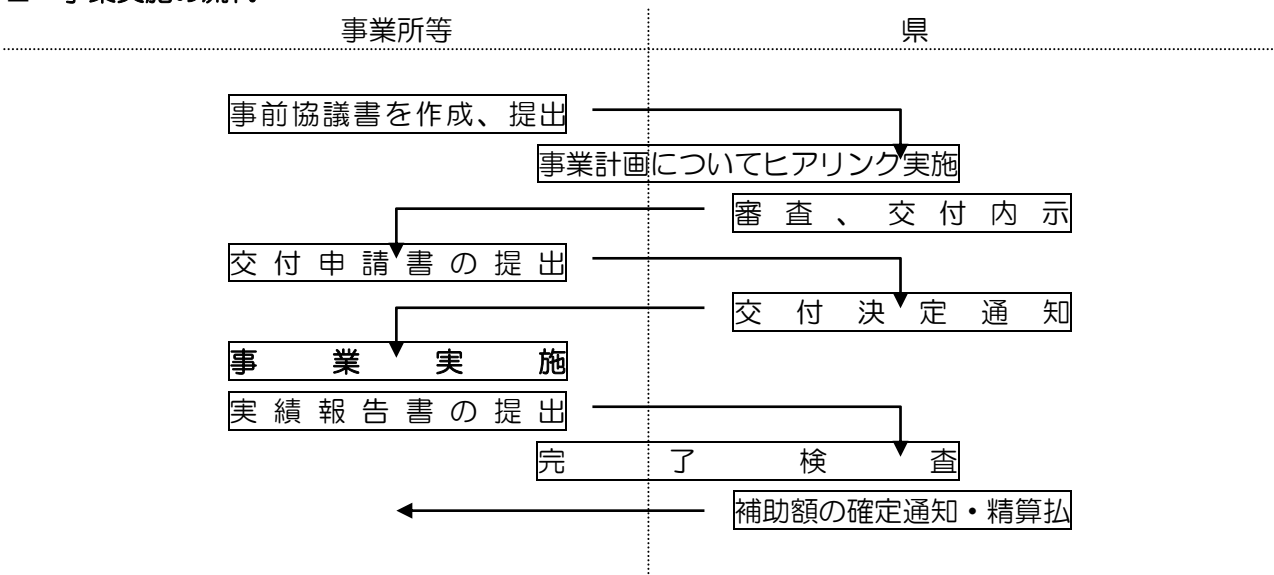
エ 事前協議書の提出〆切

平成 30 年 5 月 31 日(木) (必着)

オ 留意事項

- 補助金交付決定後に購入・契約等を行うもの、今年度中に支払まで終了するものを補助の対象とします。
- 工賃向上計画等の熟度等を考慮の上、予算の範囲内で補助金を交付しますので、協議書記載の事項全てが補助の対象とならない場合があります。

■ 事業実施の流れ



■ 様式等 (県障がい福祉課ホームページ)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/ippan/shurou/sien.html>

■ 相談先

補助事業の内容や申請方法についてアドバイスを受けたい場合は、**島根県障がい者就労事業振興センター** (ホームページ・<http://www.miraiwa.com/yu-make/>) へご相談ください。

(東部) 0852-67-2671 (西部) 0855-22-8677